

平成 23 年 8 月 25 日

各 位

**船 井 電 機 株 式 会 社**

代表者名 取締役 執行役員社長  
林 朝 則  
(コード番号 6839 東証・大証第一部)  
問合せ先 IR・広報室 渡邊 俊英  
(TEL: 072-870-4395)

**タックスヘイブン対策税制適用に基づく更正処分に対する審査請求について**

当社は、平成 23 年 6 月 29 日、大阪国税局より、当社の香港子会社がタックスヘイブン対策税制の適用除外要件を満たしていないとの判断により、当社の香港子会社の利益を当社の所得の額とみなして合算課税するとの更正通知を受領いたしました。これにつきまして、当社は、本日、大阪国税不服審判所に審査請求を行いましたので、お知らせいたします。

なお、この更正処分の対象期間は平成 20 年 3 月期から平成 22 年 3 月期の 3 年間であり、更正を受けた所得金額は 18 億円、追徴税額は地方税等を含め合計 9 億円と試算され、平成 24 年 3 月期第 1 四半期において「過年度法人税等」として 9 億円計上いたしました。

以 上